

○岡山市文化財保護審議会に関する規則

平成12年6月27日

市教育委員会規則第22号

改正 平成23年3月22日市教育委員会規則第1号

岡山市文化財保護審議会に関する規則（昭和51年市教育委員会規則第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、岡山市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保護に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

（会長及び副会長）

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる

2 審議会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数で決する。

ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、教育委員会事務局文化財課において行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年市教育委員会規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。